

建築大工職種(大工工事業業)

<p>作業の定義</p>	<p>木造建築物に対する大工工事(注)で、木材を加工して組立てを行い、家屋や神社仏閣などの木造建築物を建築する作業をいう。 注 建設業法では大工工事とは、「木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事」とされる。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)大工工事業業 ①加工図、組立図等の読図作業 ②大工道具、電動・エア工具の取扱い作業 ③墨出し作業(必要に応じて行う) ④木工事業業 1.木取り作業 2.墨付け作業 3.仕口及び継手の工作作業</p>	<p>第2号技能実習 (1)大工工事業業 ①加工図、組立図等の読図作業 ②大工道具、電動・エア工具の取扱い作業 ③水盛り、やりかた及び墨出し作業(必要に応じて行う) ④木工事業業(以下の1.から4.は必ず行うこと。5.~6.のうち一つ以上の作業を必ず行うこと。) 1.木取り作業 2.墨付I作業 3.仕口及び継手の工作作業 4.軸組作業 5.小屋組の製作作業 6.床組作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)大工工事業業 ①加工図、組立図等の読図作業 ②大工道具、電動・エア工具の取扱い作業 ③水盛り、やりかた及び墨出し作業(必要に応じて行う) ④木工事業業(以下の1.から4.は必ず行うこと。5.~6.のうち一つ以上、7.~8.のうち一つ以上の作業を必ず行うこと。) 1.木取り作業 2.墨付け作業 3.仕口及び継手の工作作業 4.軸組作業 5.小屋組の製作作業 6.床組作業 7.内部、外部及び開口部回りの造作作業 8.建築用木材の種類判定作業 ⑤炬計作業(必要に応じて行う)</p>
	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③建築大工職種に必要な整理整頓作業 ④建築大工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧災害時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①木材加工用機械・装置による木工作業 ②建て方作業 ③材料・器具の管理作業 ④木材加工、作業手順管理作業 ⑤加工場及び現場での揚重・運搬作業(機械・装置に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑥玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) (2)周辺作業 ①建築材料、機材等の運送作業(加工場から現場) ②枠組壁建築のパネル製作作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①主材料(必須要件:以下の1.から4.のうち一つ以上を使用すること。) 1.構造材(ムク材、集成材) 2.羽柄材(ムク材、集成材) 3.造作材(ムク材、集成材等) 4.工場生産された建築資材(プレカットされた木材) ②副資材(必要に応じて使用すること。) 1.屋根、外壁下防水材 2.断熱材 3.建築金物一式 ③補助材料(必要に応じて使用すること。) 1.接着剤 2.養生材</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①大工道具 必要に応じて、これらの大工道具以外のものを使用することは差し支えない。 1.のみ 2.かん 3.ちょうな 4.のこ 5.げんのう 6.墨つぼ 7.墨差 8.下げ振り 9.スコヤ 10.指しがね 11.かけや 12.バール 13.釘しめ ②電動・エア工具 必要に応じて使用すること。 1.電気かん 2.電気のこ 3.タツカ(電動・エア) 4.電気ドリル 5.釘打ち機(電動・エア) 6.溝切り機 7.インパクトドライバ(電動・エア) 8.ビス打ち機 9.高速切断機 10.スライド卓上丸のこ盤 11.インパクトレンチ(電動・エア) 12.コンプレッサ 13.レーザ水準器 14.ルータ 15.ジグソー 16.トリマ 17.電動工具用集塵機 18.振動ドリル</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>大工工事業業に伴う結果そのものが製品で、一般にいう木造住宅であり、特定の形状・製品(部材加工品等)等を指すものではない。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.廃材処理作業 2.プレカット加工作業のみの場合 3.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		